

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟組織規程（定款施行規則第 1 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟（以下「県連盟」という）定款第 3 条に定める目的を達成するために組織の運用に必要な事項を定める

第 2 章 構成

（委員会）

第 2 条 県連盟に、業務執行のため理事会の決議により委員会を設置する。

2 委員会は、常設委員会、その他の委員会及び独立委員会とする。

(1) 常設委員会

ア 常設委員会は次の分野とする。「組織拡充」「プログラム」「進歩」「指導者養成」「広報・国際」「健康安全」「セーフ・フロム・ハーム」

イ 常設委員会の委員長は委員の互選を経て委員の中から理事長が委嘱する。

ウ 委員長は会議の議長となり委員会業務を統括する。

エ 常設委員会は、各地区において当該分野と同一分野を担当する委員会の委員長及び委員長から推薦され理事会の議を経て理事長が委嘱した委員より構成される。

(2) その他の委員会

ア その他の委員会の委員長は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

イ その他の委員会の委員は、当該委員会の委員長と事務局長の合議に基づき推薦され、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(3) 独立委員会

ア 役員選挙管理委員会

イ 総会運営委員会

3 独立委員会の委員は理事以外の代表会員及び個人会員から選出する。

4 独立委員会の運営に関する諸規程は総会で決議する。

（地区の名称および所属団）

第 3 条 本会の組織運用のために、熊本県内の地域を区分し地区を設定し所属団を振り分ける。地区の名称及び所属団については、地区区分表に従う。

2 地区区分表の改定は理事会で行い、変更後は速やかに加盟各団に周知する。

### 第 3 章 事務局

(機能)

第 4 条 定款第 5 0 条に定める事務局は、本会の運営及び事業執行にともなう諸事務を行う。

2 定款及び諸規程に規定される書類・諸帳簿等の備付あるいは保管に関することは、事務局においてこれを行う。

(事務局長)

第 5 条 定款第 5 0 条第 2 項に定める事務局長は、諸会議において議長の指名及び許可を得て意見を述べることができる。

### 第 4 章 雑則

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、総会の決議によって行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款の施行の日から施行する。
- 2 この規程は平成 2 7 年 2 月 2 2 日から施行する。
- 3 この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する

組織規程 別表 第 3 条の地区区分表

地区名	所属団
北部地区	植木第 1 団、玉名第 4 団、長洲第 1 団
東部地区	熊本第 1 団、熊本第 3 団、熊本第 4 団、熊本第 16 団、阿蘇第 6 団
中部地区	熊本第 5 団、熊本第 15 団、熊本第 18 団、熊本第 24 団、熊本第 26 団
西部地区	熊本第 6 団、熊本第 17 団、熊本第 19 団、天草第 1 団、宇土第 1 団 宇城第 1 団
南部地区	球磨第 1 団、球磨第 2 団、水俣第 1 団、八代第 3 団、八代第 5 団